

コメントの概要とそれに対する金融庁の考え方 (中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針)

No	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
1	Ⅲ-4-16-5 Ⅲ-4-16-6	<p>「震災特例金融機関等、震災特例対象子会社、又は、震災特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等、若しくは、当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等」等の表現について、名詞をつなぐ場合は、「又は」や「若しくは」の前後に「、」は要らないと思います。また、「又は」と「若しくは」を使って2段階にする意味は、分かりにくくなるだけであまりないと思います。したがって、当該表現を「震災特例金融機関等、震災特例対象子会社、震災特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等又は当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等」とするべきだと思います。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p> <p>なお、法律において、 (i)「震災特例金融機関等」は、附則第8条第1項に規定する者 (ii)「震災特例対象子会社」は、附則第8条第2項に規定する者 (iii)「震災特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等」又は「当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等」は、附則第9条第1項に規定する者 となっています。</p> <p>以上を踏まえ、「震災特例金融機関等」、「震災特例対象子会社」、「震災特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等」、「当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等」の4者を対象としていることを分かりやすくするため、「又は」や「若しくは」の前後に「、」を入れて、「震災特例金融機関等、震災特例対象子会社、又は、震災特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等、若しくは、当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等」と規定しております。</p>